

文部科学省による同志社国際高校への教育基本法違反認定に対する抗議声明

～子どもたちの学ぶ機会を守り、自由で開かれた教育実践を支えるために～

3月16日、沖縄県名護市辺野古沖で修学旅行中の船が転覆し、同志社国際高校の生徒と船長の尊い命が失われるという痛ましい事故が発生しました。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族の皆さまに深い哀悼の意を表します。

学校教育活動における生徒の安全管理は最重要事項であり、事故の原因究明と今後の再発防止に向けた安全対策が急務です。生徒たちが安心して学びや体験活動に参加できるよう、学校・関係機関・地域社会が連携し、二度とこのような事故が起こらないよう全力で再発防止に取り組む必要があります。

5月22日、文部科学省は、辺野古での抗議活動の紹介や現地の見学を学校側の政治的活動と一方的にみなし、政治的中立性を定めた教育基本法14条2項に違反すると認定しました。文科省の見解は「政府の意向に反する題材・取り組みは許さない」「政府の意に沿うかが中立性の基準」との圧力を感じるものであり、これは、教育への不当な政治介入です。今回の文科省見解により、教職員が萎縮することが大いに危惧されます。学校現場が戦争や平和、人権、憲法について現状や課題を扱うこと自体を避けることになれば、子どもたちの学ぶ機会を狭めることになりかねません。その結果、民主主義の基盤である主権者教育が損なわれる危険性すらあります。すでに京都府教育委員会では、同校への補助金減額に言及しています。本来、慎重な検討が求められるはずが、政府の意向に迎合するかのよう形で拙速に示されたことに対し、教育行政の独立性や公正性が損なわれかねないという強い懸念を禁じ得ません。また、文科省は「多様な意見を扱った証拠として沖縄県のホームページしか出てこなかった」とあたかも沖縄の情報発信に偏りがあるかのように発言しており、事実と向き合いながら平和と教育にかかわる者として、断じて容認できません。

教育における政治的中立とは、教職員が特定の政党や政治的立場や価値観を子どもたちへ押しつけることなく、子どもたちが多面的・多角的に学び、自ら考える機会を保障することです。

子どもの権利条約は、子どもが必要な情報を得る権利（第17条）を保障しています。子どもたちが社会の出来事や歴史について学び、多様な意見に耳を傾けながら、自分自身の考えを形成していくことは、守られるべき権利です。学校現場の「自粛」が過度に進み、多面的・多角的な学びを支える「必要な情報」が得られなくなることがあってはなりません。子どもたちが沖縄に足を運び、沖縄の現状に向き合うことも、平和教育の大切な取り組みの一つです。

歴史的事実や社会課題に誠実に向き合い、平和な未来を担う子どもたちの思考力・判断力・表現力を育てることこそ、学校教育の重要な役割です。

6月23日は沖縄戦で犠牲になったすべての人々を追悼する「慰霊の日」です。沖縄では、毎年子どもたちが命の尊さや戦争の悲惨さ、平和の意味を深く考える重要な機会となっています。

平和教育は、過去の悲劇を繰り返さないよう、命と人権、民主主義を大切にし、平和な社会を築いていく力を育む学びです。現状を伝えながら平和教育を守るとは、子どもたちの考える力を育み、自由と未来を守ることに繋がっています。

教育基本法第1条では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定められています。

私たちは文科省の教育基本法違反認定に抗議するとともに、これからも、子どもたちの学ぶ機会を守り、自由で開かれた教育実践を支えていきます。

2026年6月5日

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合

沖縄県教職員組合

沖縄県高等学校障害児学校退職教職員会

沖縄県退職教職員会